

■全身脱毛サロン「キレイモ」を運営するGFA株式会社に対して「申入書兼再お問合せ」を送付しました。

当団体は、全身脱毛サロン「キレイモ」を運営するGFA株式会社（以下「同社」といいます。）に対して2023年5月9日付「お問合せ」を送付して、お問合せ活動を行ってきました。



同社から受領した回答書及び契約書一式について検討した結果、同社に対し、特定商取引法58条の22第2項2号に基づき、2023年6月19日付「申入書兼再お問合せ」を送付し、申入れ（不当な特約の差止請求）と契約の実情をより正確に把握するため再お問合せを行いました。

詳細はQRコードをご覧ください。⇒



紺綬褒章公益団体認定のお知らせ

この度、消費者支援機構関西は内閣府賞勲局より、公益のために私財を寄付された方に授与される、「紺綬褒章」の公益団体認定を受けました。

公益団体に対する寄附（個人では500万円以

上、団体・企業等は1,000万円以上）は、「紺綬褒章」の授与対象となり、当法人が授与申請を行うことができます。

詳細はQRコードをご覧ください。⇒



双方向コミュニケーション研究会まとめ冊子を公開しています。

KC'sは、2010年に消費者と事業者との相互理解を目指して、「双方向コミュニケーション研究会」を発足させ、活動を続けてきました。2022年度は消費者関連専門家会議（ACAP）様

の力をお借りし、「事業者の社会的活動」をテーマに研究会を進めました。

冊子としてまとめましたので、ぜひお読みください。⇒



紙版KC'sNEWS最終回のお知らせ

長らく、紙版KC'sNEWSをご愛読いただき、ありがとうございました。次回のNo.103号よりKC'sNEWSはデジタル化します。

現在、KC'sNEWSは二ヶ月に一回、活動報告の形で4ページの冊子を発行し、送付してまいりました。

その中で、サステナビリティの観点から媒体のペーパーレス化、デジタル化による効果的な広報の実現に向けて前回、アンケート調査を行いました結果、デジタル化へのおおむね賛同のご意見をいただきました。

次回2023.9月号よりKC'sNEWSは、ウェブサイト記事をPDF版に編集し、サイト上でご覧いただけますよう提供いたします。また、紙版を引き続きご希望される場合は上記のPDF版を印刷の上、送付させていただきます。

私達はこれからも消費者の皆様のために全力を尽くす所存でございます。引き続きご支援いただけますようよろしくお願いいたします。

KC'sウェブサイト …… <http://www.kc-s.or.jp/>

⇒QRコードはこちらです。



KC'sメールマガジン …… [http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n\\_id=10001172](http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10001172)

①氏名 ②所属・勤務先 ③登録するメールアドレスをご連絡ください。

⇒QRコードはこちらです。



特定非営利活動法人 消費者支援機構関西 略称:KC's (内閣総理大臣認定：適格消費者団体・特定適格消費者団体)

KC's NEWS

No.102  
2023.7.20

発行所 KC's事務局 〒540-0024 大阪市中央区南新町一丁目2番4号 椿本ビル5階502号室  
TEL.06-6920-2911 FAX.06-6945-0730 eメール: info@kc-s.or.jp HP: http://www.kc-s.or.jp/

2023年度 KC's 通常総会・総会記念シンポジウムを開催しました。

6月24日（土）エル・おおさか南館5階 南ホールにて、2023年度消費者支援機構関西（KC's）の通常総会と記念シンポジウムを開催しました。今年度は、会場とWeb会議システムを併用して開催しました。

当日は「実出席」、「書面出席」、「委任出席」をあわせ、表決権総数111に対して105の表決権のもとで議事を行いました。

通常総会には、実出席、Web出席を合わせ、90名近い参加があり、全体司会を岡本孝子理事が務めました。冒頭、藤井克裕理事長から開会の挨拶があり、最近の消費者被害や消費者問題における今日的な課題、当団体の訴訟活動などについて述べました。



●2023年度通常総会

総会の議長に個人正会員の大上修一郎さんが選任されました。議事録署名人は団体正会員の増田尚さん、及び藤井克裕理事長の二人が選任されました。

総会議案提案は、小林紀久子理事兼事務局長より第1号～第4号までの提案と、2023年度事業計画、2023年度活動予算を報告しました。

続いて、藪野恒明調査実施者より消費者契約法第31条に基づく調査報告がありました。これを受け、採決に移り、全議案が可決されました。

その後、片山登志子副理事長より、臨時理事会で選出された新役員体制の紹介がありました。新たに理事長として西島秀向さん、監事としては藪野恒明さんが就任しました。また、2019年度より4年間理事長を務めていただきました藤井克裕さんが今期をもって退任されました。

【成立状況】

- 表決権総数 111：出席合計105（出席率94.5%）
- 団体正会員 13：出席合計 13（実出席8、書面出席4、委任出席1）
- 個人正会員 98：出席合計 92（実出席18、書面出席57、委任出席17）

【採決結果】

- |       |                |              |
|-------|----------------|--------------|
| 第1号議案 | 2022年度事業報告承認の件 | 賛成多数で可決      |
| 第2号議案 | 2022年度決算承認の件   | 賛成多数で可決      |
| 第3号議案 | 役員選任の件         | 賛成多数で可決      |
| 第4号議案 | 定款変更の件         | 3分の2以上の賛成で可決 |



2023年度KC's役員体制

理事長(代表理事) 西島 秀向(新任)  
 副理事長(代表理事) 片山登志子(再任)  
 副理事長 飯田 秀男(再任)  
 常任理事 坂東 俊矢(再任)  
 理事 浅田奈津子(再任)  
 岡本 孝子(再任)  
 五條 操(再任)  
 樋口 容子(再任)  
 理事・事務局長 小林紀久子(再任)  
 監事 花光 昇(再任)

中村 夏美(再任) 二之宮義人(再任)  
 有地 淑羽(再任) 江見 淳(再任)  
 カライスコス アントニオス(再任)  
 神野 武美(再任) 松尾 善紀(再任)  
 米田 覚(再任)  
 藪野 恒明(新任)

●総会記念シンポジウム「フォーシーズ差止請求裁判の意義をくらしから考える」

通常総会終了後、片山登志子副理事長よりシンポジウム開会の挨拶が行われました。挨拶の後、最高裁にて2022年12月に逆転勝訴で結審したフォーシーズ差止請求裁判について、弁護団の増田尚弁護士より報告がありました。説明後は、坂東俊矢常任理事、堀泰夫司法書士のお二方を交えての四つの点からパネルディスカッションが行われました。

(1) 最高裁令和4年判決を理解するために必要な背景

坂東さんからは家賃保証会社の「追い出し屋」への規制、家賃滞納に伴う信頼関係破壊の法理、保証人の責任と家賃保証会社の実際などについて質問されました。



坂東俊矢 常任理事

増田さんからは「追い出し屋規制法案」の廃案、「住宅セーフティネット法」の法規制としての弱さ、1回の家賃滞納によって賃貸借契約は解除されるものではないといった考え方が信頼関係破壊の法理であると述べられました。



増田 尚 弁護士

また堀さんは近年の家賃保証業増加の主な要因として高齢化や住宅の老朽化、さらに非正規労働者の増加があり、ほとんどの賃貸住



堀 泰夫 司法書士

宅で保証会社が付けられていることの説明がありました。回答を受けて坂東さんは、個人保証から機関保証に移行することの必要性はありつつも、柔軟な対応がされなくなることへの懸念を述べられました。

(2) 家賃保証会社に関する消費者(賃借人)からの苦情と対応

坂東さんは家賃保証会社によるトラブルの実例について質問されました。堀さんは昼夜の督促、鍵穴の封鎖、家財道具の処分が行われていることや、相談者の立場の弱さなどを説明されました。増田さんからは補足として求償の範囲の問題、二重保証の例が紹介されました。

(3) 差止裁判での法律的論点と最高裁判決の意義

坂東さんからは高裁判決と最高裁判決の違い、契約条項に基づいた事業者側の主張と賃借人保護の実情について質問されました。増田さんからは差止請求における限定解釈や自力救済を安易に認めた高裁判決に対し、弁護団より上告受理申立理由を提出し、結果的にこれらを否定する最高裁判決が出されたことについて説明がありました。堀さんからは業者自身が利益追求により賃借人保護が形骸化していることについて述べられました。そして坂東さんから発言を求められた藤井前理事長からは理事就任時から本日の理事長退任までフォーシーズ差止請求にずっと取り組んで来たことや消費者団体が事業者の不法を止める役割としての想いを語っていただきました。

(4) 最高裁判決から学ぶこと

締めくくりとして、増田さん・堀さん共に、今後の貧困層や高齢者の居住権の保障、保証拒否・入居拒否問題について行政側の支援や、立法の必要性について述べていただきました。

シンポジウム終了後は飯田秀男副理事長による閉会の挨拶が行われました。

こちらウェブサイトからもご覧いただけます。⇒



差止裁判・申入れ活動について

■株式会社希乃屋への「再お問合せ」に対して回答が届きました。

KC'sは、株式会社希乃屋(以下「同社」という。)が通信販売サイトで販売する「希乃屋エアカラーフォーム」という名称の染毛剤の広告表記について差止めを求める「申入書」と同社に対する質問及び情報提供を求める「お問合せ」を2022年9月1日付けで送付しました。それに対して、同社から2022年10月3日付けで「ご回答書」を受領しました。



しかし、「ご回答書」の内容を検討した結果、さらに確認したい内容を「再お問合せ」として、2023年3月31日付けで送付しました。

その後、同社からの「ご回答書」を2023年4月17日に受領しました。詳細はQRコードをご覧ください。⇒



■イベント事業者・株式会社スターリーナイトカンパニーに対する被害回復訴訟について、進行協議期日が行われました。

KC'sは、2023年4月5日にイベント事業者・株式会社スターリーナイトカンパニーに対し、中止されたイベントについて債務不履行に基づくチケット代金の返金を求める被害回復訴訟を提起しました。



この訴訟について、5月12日に大阪地方裁判所にて進行協議期日が開催され、裁判官とKC's弁護団、被告代理人弁護士とで裁判の進め方について協議を行いました。

これにより、第1回口頭弁論は、7月14日(金)11時から、大阪地裁810号法廷で行われることとなりました。

詳細はQRコードをご覧ください。⇒



■(株)ラウレラに対する申入れ活動の終了について

(株)ラウレラ(以下「同社」といいます。)のホームページ等で販売していた「HAREVIA-ハレビア-」(「トクトクコース」)(以下「本件コース」

といます。)について、契約内容を誤認して契約の申込みを行った消費者が多数存在するとの情報提供を契機として、当団体は、被害状況及び同社のホームページ画面等の広告記載内容を検討しました。その結果、当団体は2022年10月4日付けで同社に対して「申入書兼お問合せ」を送付しました。



しかし、回答期限である同年11月4日を過ぎても同社からの回答がなく、同社に対して回答を督促する「ご連絡」を11月17日と12月6日の2回にわたり送付したものの、いずれも回答はありませんでした。

その後、同社の件で対応している弁護士がいるとの情報を得たことから、同弁護士宛に、2023年2月10日付けでこれまでの経過説明と「申入書兼お問合せ」への対応を求めた「ご連絡」文書を送付しましたが、当該弁護士からは対応できない旨の回答がありました。

以上のとおり、同社の対応は不誠実なものと言わざるを得ないものの、これまでの経過を踏まえて、当団体では今後の活動の進展が見通せずこれ以上の交渉が困難であると判断し、同社に対する申入れ活動を終了することにしました。

詳細はQRコードをご覧ください。⇒



■株式会社スターリーナイトカンパニーに対し、チケット規定に関する「お問合せ」を送付しました。

当団体は2023年4月5日株式会社スターリーナイトカンパニーに対し、特定適格消費者団体として、中止されたイベントについて債務不履行に基づくチケット代金の返金を求める被害回復訴訟を提起しました。

併せて当団体は、消費者利益に対して不当な契約条項等について差止請求権を持つ適格消費者団体として、同社のチケット規定の違法性についての検討も行っていますが、6月5日付けで同社に対して「お問合せ」を送付しました。

詳細はQRコードをご覧ください。⇒

